

平成 23 年度 新潟県法学校教育研究会特別活動部
各郡市特別活動部会の活動状況報告

郡市名 妙高市

部長名 佐藤幸一（妙高市立斐太北小学校）

1 特別活動の動向

（１）郡市小学校研究会としての動向（部会、学習会、研修会など）

平成 23 年度妙高市教育研究会夏の斉研修において、特別活動部会を下記のとおり実施した。

- ① 日 時 8 月 18 日（木）
- ② 内 容 教育課程研究集会受講者による伝達講習
- ③ 発表者 戸田義隆（新井小） 後藤弘彦（新井中）
- ④ 概 要

（ア）主な伝達内容

- ・ 平成 22 年度までの 4 つの評価の観点から「集団活動や生活への関心・意欲・態度」「集団の一員としての思考・判断・実践」「集団活動や生活についての知識・理解」の 3 つの観点で評価を実施する。
- ・ 例示された 3 観点については、変更してもよい。また、例示されている 3 観点を具体化することによって、4 観点になるなど、観点を増やしてもよい。その場合、「関心・意欲・態度」と「知識・理解」については、例示を準用することが妥当であり、「思考・判断・実践」の観点については、より具体的にした観点を設定する。
- ・ 「特別活動でどんな児童生徒を育成するのか」について教職員の共通理解を図るとともに明確なねらいをもって指導を展開するために、各学校において評価の観点を定め、それに照らし合わせて実現状況进行评估する。

（イ）質疑等

- ・ 「各学校で具体的な取組事例があったら教えてもらいたい。」という質問に対して、評価の工夫に取り組み始めた学校から「教育活動の中核となる学校行事で、学校として育てたい子ども像をもとに行事の具体的な目標进行评估について明確にし、子どもたちの成果等を蓄積している。」という紹介があった。

（２）郡市内の研究指定校や先進的な実践を行っている学校の紹介

特記事項はありません。

2 特別活動の課題（運営上の課題、問題点、悩み、工夫点など）

- ・ 平成 22 年度より妙高市教育研究会の組織の中に特別活動部会が位置づけられた。昨年度と今年度は、新学習指導要領の実施にともなう伝達講習を実施したが、今後は、研修内容の工夫を図っていく必要がある。特に、校内研究等で特別活動を取り上げる学校がないため、各校の特別活動の実践や工夫が見えにくい面がある。新学習指導要領では、「特別活動の目標を受けて、各活動・学校行事を通して育てたい態度や能力を目標として新たに示した。」等の改善点が示されており、各校ではどんな改善をしているかについてレポート研修等を行うなど情報交換の機会が必要である。